

## 個人情報開示等の依頼において必要となる本人等確認書類

依頼者	依頼の形態	必要となる書類等
個人情報の持主である本人	窓口へ直接依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人であることが確認できる顔写真付きの証明書類（運転免許証、旅券、写真付住民基本台帳カード、個人番号カード等のうちいずれか1つ）<sup>(注1)</sup></li> </ul>
	郵送等での依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人であることが確認できる顔写真付きの証明書類（運転免許証、旅券、写真付住民基本台帳カード、個人番号カード等のうちいずれか1つ）のコピー<sup>(注1)</sup></li> <li>本人の住民票<sup>(注2) (注5)</sup></li> </ul>
法定代理人	窓口へ直接依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定代理人の本人であることが確認できる顔写真付きの証明書類（運転免許証、旅券、写真付住民基本台帳カード、個人番号カード等のうちいずれか1つ）<sup>(注1)</sup></li> <li>法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、戸籍抄本、家庭裁判所の証明書等のいずれか1つ）<sup>(注5)</sup></li> </ul>
	郵送等での依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定代理人の本人であることが確認できる顔写真付きの証明書類（運転免許証、旅券、写真付住民基本台帳カード、個人番号カード等のうちいずれか1つ）のコピー<sup>(注1)</sup></li> <li>法定代理人本人の住民票<sup>(注2) (注5)</sup></li> <li>法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、戸籍抄本、家庭裁判所の証明書等のいずれか1つ）<sup>(注5)</sup></li> </ul>
任意代理人	窓口へ直接依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>任意代理人の本人であることが確認できる顔写真付きの証明書類（運転免許証、旅券、写真付住民基本台帳カード、個人番号カード等のうちいずれか1つ）<sup>(注1)</sup></li> <li>任意代理人の資格を証明する委任状<sup>(注3) (注4) (注5)</sup></li> <li>委任状に委任者が捺印した実印の印鑑登録証明書<sup>(注5)</sup></li> </ul>
	郵送等での依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>任意代理人の本人であることが確認できる顔写真付きの証明書類（運転免許証、旅券、写真付住民基本台帳カード、個人番号カード等のうちいずれか1つ）のコピー<sup>(注1)</sup></li> <li>任意代理人本人の住民票<sup>(注2) (注5)</sup></li> <li>任意代理人の資格を証明する委任状<sup>(注3) (注4) (注5)</sup></li> <li>委任状に委任者が捺印した実印の印鑑登録証明書<sup>(注5)</sup></li> </ul>

(注意事項)

- 本人であることが確認できる顔写真付きの証明書類をお持ちでない方は、当社の「相談窓口責任者」へご相談ください。
- 郵送等で依頼する場合には、本人であることが確認できる顔写真付きの証明書類に加え、住民票が必要となります。なお、住民票は、個人番号の記載がないものに限ります。
- 任意代理人の資格を証明する委任状は、当社指定の様式「個人情報開示等に関する委任状」となります。当社ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。
- 任意代理人の場合、委任者本人に対し電話等適宜の方法により、意思や依頼内容等を確認させていただく場合があります。
- 住民票、戸籍謄本等の法定代理人の資格を証明する書類、任意代理人の資格を証明する委任状および印鑑登録証明書は、30日以内に作成されたものに限ります。なお、コピーは認められません。
- 提出するすべての書類において、特定の機微な個人情報、または個人番号が記載されている場合は、該当部分をマスキングしてください。